

■議会基本条例の検証結果

No.	検証項目（条文）	検証内容等	議会基本条例検証等検討会での意見	議会運営委員会での結果
1	条文追加	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権について、それを言及をしたい。 ・反問権と反論権の違いを明らかにしたうえで、反問権を認めたい。 <p>例：</p> <p>第〇条 市長その他の執行機関の職員は、議会における議案の審議過程において、議員からの質問に対し、明確な理解を促進するために反問を行うことができるものとする。</p> <p>2 反問は、議会の議事進行を妨げない範囲で行われ、議会の議事規則に従うものとする。</p> <p>3 反問によって得られた情報は、議会の意思決定に資するものとし、議会の透明性と公正性の向上に寄与するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反問と反論の分けが難しい ・議員の質疑・質問の質を上げようというのが目的で、しっかりと下調べをしたうえで質疑等を行うべき ・市側の情報開示が弱いため、情報開示を求めてから反問権の議論をするべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の追加は行わない ・今後も議論を行いたい
2	条文追加	<p>服装や身だしなみについて、それを言及をしたい。</p> <p>例</p> <p>第〇条 議員は、公の場において市民の代表としての品位を保ち、議員にふさわしい服装と身だしなみを心がけるものとする。</p> <p>2 議会は、議員の服装と身だしなみに関するガイドラインを定め、議員がこれに従うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ある一定の基準がないと、個々の判断になり身だしなみ等が崩れてしまう ・基準を設けるのは難しい ・基本条例の中で定める必要はない ・市民から見て恥ずかしくない格好は必要と考える ・議場を含めた会議室ではバッヂをつけられる服装にするというのはどうか ・市側のクールビズ対応と同じ程度の取り決めでよいのではないか ・服装規定は必要ない ・条例に入れなくても、どこかで決まりがあればよい ・議会は神聖な場所である ・議場が神聖な墓所という考えはない。生活者の代表が議員であるため、生活の延長に議会がある ・服装規定を撤廃した戸田市議会のようにインクルーシブスタイルを目指すべき ・服装について、不快に思うかどうかは個人の考えによる ・良い基準ではなく、ダメな基準なら作ることができるのではないか ・第1項は良いが、第2項は必要ない ・下限の基準は設けた方が良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の追加は行わない ・今後も議論を行いたい

No.	検証項目（条文）	検証内容等	議会基本条例検証等検討会での意見	議会運営委員会での結果
3	条文追加	<p>多様性について、それを言及をしたい。</p> <p>例：</p> <p>第〇条 議会は、性別、性的指向、性自認、人種、民族、宗教、障害、年齢などによる差別を行わず、すべての人々が尊重される多様性と包摂性を重視することを目指すものとする。</p> <p>2 議員は、市民の代表として、多様な価値観や生き方を尊重し、すべての人々の権利と尊厳を守ることに努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性の対象は議会、行政、市民も対象とし、価値觀を持つということを指針的に表している ・身だしなみの際の品位と多様性は方向性が異なる ・相反する決まりがあることは、全体のバランスを保つために必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、条文の追加を行う
4	条文追加	<p>現状は議決事件についての条文がないが、必要であると考えるため、検証したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議決事件を拡大しすぎると混乱が起きるのではないか ・海老名市では専決処分が少なく、臨時会を多く開催している現状があるので、議決事件を増やす必要性を感じない ・総合計画を想定している ・総合計画には法的拘束力がない。それを実行するにあたって必要となる予算を議決している ・以前のような法に定める総合計画はなくなったが、市の最上位計画である総合計画に代わるものがあるため、その議決は必要と考える ・法的拘束力のない施策の方向性を示しているだけの総合計画に値するものの議決は必要ない ・議会がどの程度総合計画に口出しできるのか。市が提案したものを議会が修正した場合、市側はそれに縛られてしまうのではないか ・個別計画もすべて議会に諮ってもらうこともできる。議会のかかわり方を強めていくという方法もある。総合計画に値するものぐらいは議決事件として良いと考える ・総合計画に賛成し、個別計画には反対するという状況が生まれたときに不具合が生じないか ・大きなビジョンに賛成しても、個別の案件に反対でも良いと考える ・えびな未来創造プランを例にすると、とても抽象的なことが記載されていて、それに対してどのような議論ができるのか分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の追加は行わない ・今後も議論を行いたい

No.	検証項目（条文）	検証内容等	議会基本条例検証等検討会での意見	議会運営委員会での結果
5	<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2名以上の議員で構成するものとする。</p> <p>3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>無会派の議員の位置付けを行う。</p> <p>市民の負託を受けて、当選した無会派の議員がより多様な市民の意見を反映することができるよう、会派の議員に限らず、政策立案ができるることを明確にするため以下の条文を追加する。</p> <p>→会派を結成しない議員は、把握した市民の多様な意見をもとに、政策決定、政策提言、政策立案に関わる。</p> <p>会派とともに、調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の会派があるのは議会の効率性のためと考える。個人の意見だけをぶつけると話がまとまらなくなる ・具体的にどの程度、どこまで無会派の参加を認めるかの案がないと議論できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の改正は行わない ・継続的な議論が必要
		<p>現在、海老名市議会では、二人以上の議員を有する場合に会派としての結成を認めており、所属議員が一人の場合は会派とは認めず「会派に属さない議員」として取り扱っているが、他市においては一人会派を認めている議会もあるため、検証をしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派に属していないと発言ができないような部分を是正したい <ul style="list-style-type: none"> ・1人会派ばかりになったら、議会運営が非効率になる ・1人会派が増えてきたときにまた考えればよい ・議会の体制はころころ変えるようなものではない。議論を尽くして変えるべきものは変える ・会派を組みたい人は会派を組んで、1人がよい場合には1人会派を認めても良い ・会派は1人から認める所したい 	

No.	検証項目（条文）	検証内容等	議会基本条例検証等検討会での意見	議会運営委員会での結果
6	<p>（議会報告会） 第14条 議会は、市民に対しての広報広聴の場として、議会報告会を原則として年1回以上行うものとする。</p>	<p>・議会報告会の開催を年1回ではなく、適切な時期の開催としたい。 ・議会報告会のあり方を議論、検討したい。</p> <p>文案: 第14条 議会は、市民に対しての広報広聴の場として、必要があれば、議会報告会を開催できる。 逐条解説文案: 開催します⇒開催できます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数が少ないようでは開催の意味がない ・議会報告会にとらわれず、ほかの方法で広報広聴ができないか ・議会報告会は個人の意見を言う場ではなく、議会として報告する場である ・議会報告会を年1回以上行わなければならないので、新しいことができない ・市民と触れ合う機会は多くないため、触れ合う機会は必要と考える ・子ども向け事業を行おうとした過去があったが、議会報告会のウエイトが大きすぎてできなかつた ・市民全体を対象とした事業は存続させるべき ・毎年同じことを行っていても飽きられてしまい、広聴の役割を果たせていない ・広報委員会では長い時間をかけて議論しているが、議論が長ければよいわけではない ・常任委員会などの報告がメインになってしまっているので、もっと柔軟な場を設けた方が良い ・議会報告会のアンケートでは、議員と触れ合いたいとの意見が多かった。交流をメインとした会ができれば、報告会でなくてよい ・1年に1回以上は何かをやることとしたい。報告会にとらわれなくても良いが、現在の議会報告会の名称のまま1部のやり方を変えるという方法でもよいのではないか ・議会報告会は慢性化しているように感じる。3月の予算審査を7月に報告しても遅い。 ・かなり時間を費やして議会報告会を行ったが、建設的・効率的にしていかなければ、続けるのは難しい ・広報広聴は議員個人として毎日行っているものである。議会報告会として議会全体で行うものを分けて考えないといけない。議会全体でやる広報広聴として何をすべきか話し合っていきたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の改正は行わない ・継続的な議論が必要

No.	検証項目（条文）	検証内容等	議会基本条例検証等検討会での意見	議会運営委員会での結果
7	<p>（継続的な検討）</p> <p>第24条 議会は、第1条の目的である、海老名市民の負託に的確に応え、もって福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断的評価と改善を行い、必要があると認めるとときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 上記の目的に資するため、改選した後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを点検し、市民にその内容を公開するものとする。</p>	<p>2項において、その時期や点検内容についてを明記したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改選後速やかになると、新人議員はいろいろなことが分からぬ中で議論することになるため、意見も出せない状況で終わってしまう。 「速やかに」だと、すぐに取り掛からなければならぬというイメージを持つてしまう <p>→具体的な条文例を提示して再度議論を行う</p> <p>条文案 「議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。」</p> <ul style="list-style-type: none"> この条文になった場合に見直しのタイミングはどうなるのか、誰がどう発案するのか 今までの議会改革は議長発議が多かった。この条文の見直しは条例に基づいている。この条文になった場合は議長からの見直し指示になると考えられる 条例の改正よりも議会改革を行っていく必要がある 条例を定期的に見直す必要性もあるのではないか 定期的に見直すとしても「速やかに」である必要がない。例えば、4年の任期中に1回などもあり 現状の条文から2項を削るだけでもよい 議会の憲法である議会基本条例はコロコロかえるものではないのではないか 基本条例を策定する際には、様々な市議会の条文を参考に盛りだくさんの条文にしてしまった経緯がある 議会改革は機運が高まれば、自然と動くものである。条例でやらなければならないという形ではじまるものではない 「速やかに」を外すことは構わないが、機運が高まつたからとかではなく、任期中に1回とかは必要と考える 会議ありきではない。「必要に応じて」だと、やらないというイメージをもっているみたいだが、そうではない 必要に応じてメンバーが集まつた方が効率的 	<ul style="list-style-type: none"> 条文の改正は行わない 継続的な議論が必要

No.	検証項目（条文）	検証内容等	議会基本条例検証等検討会での意見	議会運営委員会での結果
8	<p>（政務活動費） 第22条 政務活動費は、海老名市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）第3条の規定により交付されるものとする。 2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書を公開するものとする。 3 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について、説明責任を果たすよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費のあり方等の見直しを行いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・額については近隣より少ない。 ・政務活動費は会派への支給となっているが、会派が認めれば個人で使用していいというルールになっている。政務活動と政治活動の分けが難しい。 ・政務活動費を使ったチラシに国会議員との2ショット写真があった場合にどう判断すればよいのか線引きが難しい ・政務活動費としてではなく、報酬に含めて支給してもらうというやり方をしているところもある ・政治活動と政務活動の分けが難しいという問題は、適宜研修をやってもらえば良いと考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の改正は行わない ・今後も研究が必要
9	<p>（議員の政治倫理） 第23条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、以下の行為を行ってはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公私の利害を混同する行為 (2) 権力の乱用や利益誘導の行為 (3) その他、議員の倫理に反する行為 <p>3 議員が本条第2項に違反した場合、議会は当該議員に対して所定の処分を行うことができる。具体的な処分内容については、議会の規則で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規定の追加に加え、罰則規定を設けたい。もしくは別途「議会倫理規定」を策定したい。 ・賞罰を与えるための審査委員会を設けたい。 <p>例)</p> <p>第23条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、以下の行為を行ってはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公私の利害を混同する行為 (2) 権力の乱用や利益誘導の行為 (3) その他、議員の倫理に反する行為 <p>3 議員が本条第2項に違反した場合、議会は当該議員に対して所定の処分を行うことができる。具体的な処分内容については、議会の規則で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どこまでが罰則の対象になるのか、客觀性の判断が難しい ・議員はこうあるべきという理念を掲げる必要がある。 ・倫理を規定する必要性の議論を行った方が良いと考える。我々の襟を正すために規定した方が良いという提案である ・何かあった時に議論をする場がないということが問題である ・審査会に強制力はなくメンバーが議員となると、効果は議論が深まるというだけになる ・罰則を与えることに注目するのではなく、その前段で議会として襟を正すためにどうするかという部分が必要 ・他市では倫理条例等ができてきている中で、海老名市議会は何もしなくてもよいのか ・現状では、何かあった場合に社会通念上どうなのかという話し合いしかできない <p>審査会を規定することにより一定の抑止力になる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会として襟を正す意味ではよいこと。他市では個人が特定されるような内容になったら非公開となつた。海老名で作る場合にはすべて公開とするべき ・今の第23条だけでなく、もう少し具体性を持たせたいという意図を感じた ・過去に問題が起きた際に全協で話し合った経緯があるのであれば、審査会がなくても同じことができると感じる ・全協で全員で協議するのは、効率性を考えたらやるべきではない。審査基準がない中で議論したら22人がそれぞれの意見を述べるだけになってしまふ ・犬山市の政治倫理条例をみると、議員として守るべき政治倫理が明記しており、細かく規定されている ・話し合いをするときに基準があれば判断しやすい ・今後の検討材料としたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文の改正は行わない ・今後も研究が必要